



受付印

平成

年度

家屋敷課税

事業所課税

に係る課税取消申告書

近江八幡市長 宛

平成

年

月

日提出

近江八幡市内に有しています事務所・事業所・家屋敷については、平成 年1月1日現在、下記のとおりですので、家屋敷等に係る課税の取り消しを申告します。

納 税 義 務 者	住所	〒					
	フリガナ 氏名	Ⓜ			個人番号		
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	電話番号	() -
課 税 の 取 消 理 由	家屋敷等の 所在地	近江八幡市	フリガナ 屋号・雅号				
	<p>[あてはまる項目にレ印をしてください]</p> <p><input type="checkbox"/> 事業用の施設だが、事務所を伴わない単なる資材置場、倉庫、車庫である。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業を廃業した / 事業を引き継いだ。 廃業日 / 引継日:平成 年 月 日 ↓引き継ぎの場合は新しい事業主について記入してください。 氏名 _____ 住所 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 1月1日以前に、家屋の取り壊し、または他人への売却があった。 (取壊証明書、売買契約書などがあれば写しを添付のこと)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民登録をしている市区町村にて、市・県民税(住民税)が非課税である。</p> <p><input type="checkbox"/> 他人に貸し付ける目的で有している。(賃貸契約書などがあれば写しを添付のこと)</p> <p>貸付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日貸付</p> <p>貸付先氏名・事業主 _____</p> <p>貸付先者の住所 _____</p>						

留意事項

- 賦課期日は1月1日です。よって、1月2日以降に近江八幡市へ転入された場合や家屋の取壊・売却があった場合でも、今年度は課税対象となります。家屋敷等課税の取消を申告される方は、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、近江八幡市役所税務課もしくは安土町総合支所住民課へご提出ください。
- 家屋敷等課税は、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。また、水道・電気などを停止しているなど上記以外の理由は原則課税取消理由として認められていません。
- この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら近江八幡市役所税務課までお問い合わせください。(電話:代表0748-33-3111[内線244]、直通0748-36-5505)